

佐賀県告示第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十四年一月十七日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 設置許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社谷田建設

佐賀市大和町大字久留間三一八〇番地四

取締役 谷田 政行

- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

唐津市相知町久保字猿渡五九番三、六六番、六七番、六七番二、六八番二、六八番三、六八番四、六九番一、六九番四、六九番八、六九番九及び六九番一〇並びに字谷川添八三番二、九〇番二、九〇番三、九一番一、九一番二、九一番三、九二番二、九二番三、九三番二、九三番三及び一〇一番一

- 三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号口に掲げる最終処分場をいう。）

- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 以上五種類（石綿含有産業廃棄物を含み、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずに

あつては、自動車等破砕物を除く。）

五 申請年月日

平成二十三年十月十七日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（佐賀市城内一丁目一番五九号）及び唐津市相知支所市民福祉課（唐津市相知町相知二〇五五番地一）

(二) 縦覧の期間及び時間

平成二十四年一月十七日から平成二十四年二月十六日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成二十四年三月一日

(二) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（郵便番号八四〇八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五九号）又は唐津市相知支所市民福祉課（郵便番号八四九三二〇一 唐津市相知町相知二〇五五番地一）

(四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

- ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害関係
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見